

函館市養護老人ホーム入所判定会議運営要綱

(趣旨)

第1条 養護老人ホームの入所の適正化を図るため、函館市養護老人ホーム入所判定会議（以下「会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 会議は、養護老人ホームの入所措置について検討する。

(委員等)

第3条 会議は、委員6人をもって組織し、次に掲げる委員で構成する。

(1) 医師

(2) 函館市地域包括支援センターの長

(3) 本市に所在する各養護老人ホームの長

(4) 保健所長、福祉事務所高齢福祉課長

2 前項第1号から第3号の委員は市長が指定する。

(委員の任期)

第4条 前条に規定する委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集等)

第5条 会議は、必要に応じ、福祉事務所長が招集する。

2 福祉事務所長は、必要がある場合には、学識経験者等の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、福祉事務所高齢福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。